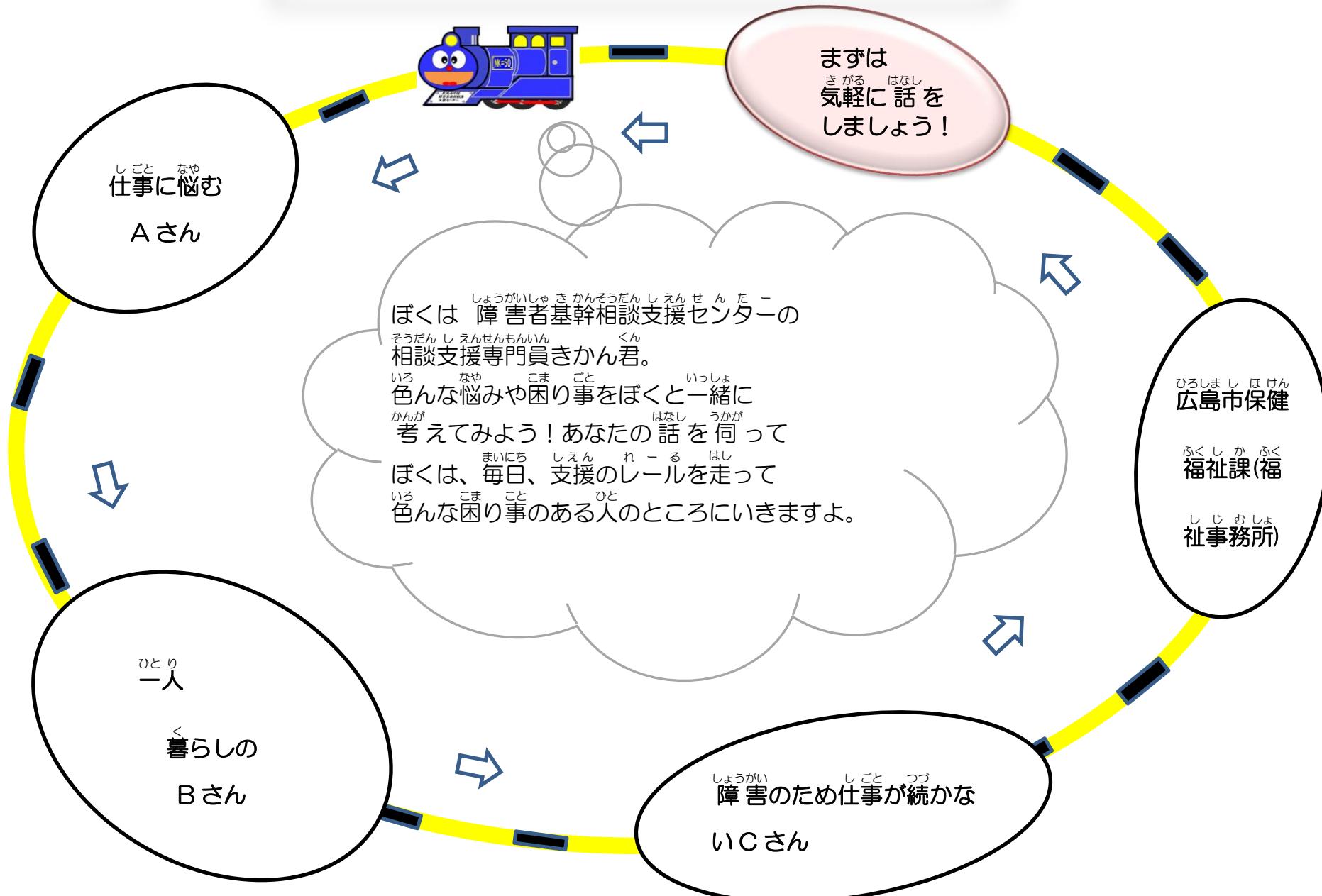


てきすとしりょうへん  
**テキスト資料編**

そうだんしえんじっさい  
**『相談支援の実際』**

# 基幹相談支援センターきかん君の相談支援 出発進行！



ケース①

仕事に悩むAさん

あるばかりの経験ある  
けど仕事がうまく続か  
なかつた・・・



訓練等給付  
サービスを利用して  
障害者就労継続支援  
事業を利用してみた  
らどうだろう。



相談支援専門員支援開始

どんな仕事が希望かな？

就労継続支援B型事業所に見学  
同行した。後日本人、体験就労した。

役所に本人と同行し、障害者福祉  
サービス申請書を書き出した。

役所の方の聞き取り調査を  
経て、サービス利用が認められた。

※セルフプラン作成の助言をし出した。

サービス支給量等が決定した。

ハローワークを通して紹介を受け、雇用契約を  
結び、賃金をもらいながら利用する、就労継続  
支援A型事業所の見学と、軽作業等を行い工賃  
をもらいながら利用する就労継続支援B型を  
見学したAさんは、ゆっくりしたペースで仕事  
に慣れていく、就労継続支援B型の事業所の  
方を選択し通い始めました。

はたら  
つづ  
ちから  
とよいですね。



◎ 障害者総合支援法のなかの職業（仕事）と関係のある「訓練等給付」という制度と「就職を支援する機関」の説明です。

※訓練等給付の説明

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
就労継続支援 (A型=雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います

※基本は、計画相談支援専門員による「サービス等利用計画」の作成が必要です。しかし本人が計画できる方で自分で作成を希望される場合に

は、セルフプランも認められている。そのときは基幹相談支援員もお手伝いできます。

※就職支援機関の説明

ハローワーク	就職を希望する障害のある人が「求職登録」(求人情報を得るための手続き)を行ったり、その就職相談をしたりするときに、専門の職員や職業相談員が相談支援をします。障害への配慮や本人の希望等について職業相談を行い、職業紹介を行います。
広島障害者職業センター	障害者職業カウンセラー等が相談や支援をします。ハローワーク(公共職業安定所)、障害者就業・生活支援センターとも連携もします。就職や職場復帰をめざす障害のある方の就労を支援・サービスを提供しています。

ケース②

ひとりく  
一人暮らしのBさん

かたづけにがてへや  
片付けが苦手で部屋が  
あらかる。そじ  
散らかる。掃除がうまく  
できるようになりたい！



かいごきゅうふなかきよだく  
介護給付の中の居宅  
かいござーひすりよう  
介護サービスを利用し  
てみたらどうだろう



そうだんしえんせんもんいんしえんかいし  
相談支援専門員支援開始

ほんにんせいかつりすむぐたいてき  
ご本人の生活リズムや具体的にどのように  
されたいのかをしっかりお聞きした。

へるぱーしゅうかいかじしえんはい  
ヘルパーさんに週3回家事支援に入っ  
ていただく事が決まりました。

やくしょどうこうしうがいしゃふくしきーびす  
役所に同行し、障害者福祉サービス  
しんせいしょかていしゅつ  
申請書を書き出した。

やくしょかたきとちょうさへ  
役所の方の聞き取り調査を経て、  
しんさおこなわれさーびすりようみと  
審査が行われ、サービス利用が認  
められた。

せるふぶらんさくせいじょげん  
※セルフプラン作成の助言をし出した。

へるぱーいっしょ  
ヘルパーと一緒に  
へやかた  
部屋の片づけをしながら、  
そじ  
掃除がうまくなるとよい  
ですね



◎ しょうがいしやそうごうしえんほう  
障害者総合支援法のなかの生活と関係のある「介護等給付」という制度の説明です。

かいごどうきゅうふ せつめい  
※介護等給付の説明

※ 介 護 給 付  かい ご き ゅ う ふ	きょたくかいご 居宅介護（ホームヘルプ）	じたく にゅうよく はい しょくじ かいごなど おこな 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	じゅうどほもんかいご 重度訪問介護	じゅうど したいふじゅうしや つね かいご ひつよう ひと じたく にゅうよく はい しょくじ かいご がいしゅつじ いどうしえん 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	こうどうえんご 行動援護	じこはんだんのうりょく せいげん ひと こうどう きけん かいひ ひつよう しえん がいしゅつしえん おこな 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	じゅうどしょうがいしやとうほうかつし えん 重度障害者等包括支援	かいご ひつようせい たかひと きょたくかいごなどふくすう さ一びす ほうかつてき おこな 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	たんきにゅうしょ (ショートステイ)	じたく かいご ひと びょうき ぱあい たんきかん やかん ふくし せつ にゅうよく はい しょくじ かいごなど おこな 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	りょうようかいご 療養介護	いりょう じょうじかいご ひつよう ひと いりょうきかん きのうくんれん りょうようじょう かんり かんご かいご およにちじょうせいかつ せわ おこな 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います
	せいかつかいご 生活介護	つね かいご ひつよう ひと ひるま にゅうよく はい しょくじ かいごなど おこな そうさてきかつどうまた せいさんかつどう きかい 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	しせつにゅうしょしえん 施設入所支援	しせつ にゅうしょ ひと やかん きゅうじつ にゅうよく はいせつ しょくじ かいごなど 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等をおこないます
	きょうどうせいかつかいご 共同生活介護（ケアホーム）	やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこじゅうきょ にゅうよく はいせつ しょくじ かいごなど 夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等をおこないます。

※基本は、計画相談支援専門員による「サービス等利用計画」の作成が必要です。しかし本人が計画できる方で自分で作成を希望される場合に

は、セルフプランも認められている。そのときは基幹相談支援員もお手伝いできます。

しおうがいしやき かんそうだんしえんせんたーこま そうだんじょ  
障害者基幹相談支援センターは困りごと相談所  
そうだんしえんじっさい  
相談支援の実際 ③

ケース③

ようかい ながしことつづ  
障害のために長く仕事を続けられないCさん

じゅうぬう すくない  
収入も少ないし、  
まいづき せいかつひ  
毎月の生活費に  
こま 困っている。

ある日、基幹相談事務所にCさん  
が相談にやって来られた。

しょうがいねんきんせいで  
障害年金制度や生活保護の事について、本人に情報提供した。

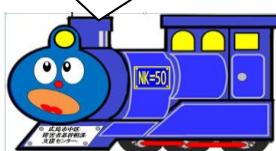
しょうがいねんきんこと  
障害年金の事は、最寄りの保険  
ねんきん まどぐち そうだんこと すす  
年金の窓口に相談する事を勧めた。  
また、生活保護の申請については、  
く やくしょせいかつどうこう  
区役所生活課へ同行して、一緒に  
はなし き話を聞いた。

せいかつほごじゅきゆうしんせい  
生活保護の受給申請について、  
ほんにん まえむきかんがはじ  
本人が前向きに考え始めた。

そうだんしえんせんもんいんしえんかいし  
相談支援専門員支援開始

ほんにん いま せいかつじょうきょう せいかつか そうだん てつづ  
本人が、今の生活状況を生活課で相談、手続き  
しんせい せいかつほごじゅきゆうき  
き申請したところ、生活保護の受給が決まり、  
かね かんり にじょうせいかつじりつしえんじぎょう  
お金の管理についても、日常生活自立支援事業  
「かけはし」を利用する事になった。

ひび かね ふあん  
日々のお金の不安が  
すこ 少しでもやわらいだ  
としたら、制度の  
ゆうこうりょう 有効利用になったと  
こと いう事ですね。



◎ 生活をする上で経済的（お金）に困ったときに必要な制度や支援の説明です。

※1. 障害年金の説明

※2. 生活保護制度の説明

※3. 金銭管理(かけはし)の説明

※1 障害年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害年金は、病気やケガによって働けない場合や、働き方が困難になった場合、また、障害によって普通の生活を送る事が困難である場合に支給されるものです。障害年金申請手続きの際には、診断書や病歴(病気やその治療に関する記録)・就労状況等の申立書(書類)、年金手帳(基礎年金番号通知書)、被保険者証等様々な書類が必要です。詳しい手続き、相談は、各区の保険年金課で行えます。</li> </ul>
------------	---

※2 生活保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護は、けが、失業のほか、家族が亡くなったり、さまざまな事情のために生活が成りたたなくなったりすることもあります。そのような人や家族に対し、その程度に応じ、必要な保護を行い、その最低生活を保障(保護し守る)するとともに、その自立ができるようなことを目的とします。</li> <li>○ 各区の生活課(福祉事務所)で、申請(手続き)をします。担当ケースワーカーが家庭訪問をして生活状況などを調査したうえで、各種支給が認定されます。</li> </ul> <p>まずは、福祉事務所(生活福祉課)にご相談ください。生活保護の利用を含め、問題解決のためにご協力します。また、相談された内容についての秘密は守ります。</p>
------------	--

※3 金銭管理（かけはし）

○ 福祉サービス援助事業「かけはし」

正式名称は「あんしんサポートセンターかけはし」といい、通称「かけはし」と呼ばれています。

広島市各区の、広島市社会福祉協議会の窓口で、相談、手続きをする事で「かけはし」を利用することができます。

日常的な金銭管理や、福祉サービスの利用について一人で物事を決めていくときに、不安がある人に対して、安心して暮らせるようにお金の管理などをサポートしてくれます。

これは、あなたが安心して暮らせるように、あなたの自立生活を支援する制度です。

○各種手続き、申請を行うには印鑑や保険証、障害者手帳、通帳などが必要になる事が多いです。

普段から、考えておいてください。まとめて大切に保管しておきましょう！



※4. 移動支援事業

※4 移動支援事業

一人では外出が難しい障害のある人に、社会生活をする上で必要な外出及び余暇活動等のため、ヘルパーを派遣して必要な移動の支援を行う制度です。この支援を利用するためには、住んでいる区の保健福祉課に申請し、受給者証の交付を受けた後に、移動支援事業を行う事業者と契約して利用してください。

難しい言葉や分かりにくい内容もたくさんあったと思います。でも心配しないで、基幹相談支援センター職員を頼りにしてくださいね。

一緒に行ってお話を伺って支援しますよ！

えんりょなく声をかけてください。